

連結計算書類に係る会計監査人の 監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年4月21日

KDDI株式会社
取締役会御中

中央青山監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 永 幸 廣 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 津 靖 史 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 轟 茂 道 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 若 山 聡 満 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、KDDI株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第22期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いKDDI株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会 の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第22期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年4月25日

KDDI株式会社 監査役会

常勤監査役 日 沖 昭 ㊤

常勤監査役 辻 吉 昭 ㊤

監 査 役 明 石 靖 夫 ㊤

監 査 役 渡 辺 捷 昭 ㊤

(注) 常勤監査役辻 吉昭、監査役明石 靖夫及び監査役渡辺 捷昭は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。